

ジェンダー平等社会をめざして

～宮城県男女共同参画推進条例

議員提案その後の取り組み ～

宮城県議会議員
遊佐美由紀

遊佐美由紀 ゆさ みゆき info@yusa-miyuki.jp

自己紹介

- 1963年 鳴子町出身 大崎市
- 鳴子町立 鳴子小学校 鳴子中学校
- 宮城県立古川女子高卒業 (34回生)
- 東北福祉大学卒業 昭和62年卒業 学籍番号 58S500

- 株式会社 プレスアート 仙台タウン情報企画営業
- NHK仙台放送局 リポーター・キャスター
- NHK東北プランニング プロデューサー 地域活性化イベント企画

- 宮城県議会議員 仙台青葉選挙区 7期目

- 2010年 東北福祉大学大学院 総合福祉研究科 社会福祉学専攻
修士課程修了 社会福祉学修士
- 東北福祉大 客員教授
- 保育士
- 家族相談士
- 保護司



＜宮城県議会＞

- 保健環境委員会委員
- みやぎ県民の声 代表
- 宮城県議会グリーン・ツーリズム研究会 幹事長
- 宮城県議会子ども政策研究会 会長



1 条例制定の社会的背景は？

- ▶ 少子高齢化，高度情報化の急速な進展等により，社会経済環境は大きな変貌を遂げており，価値観の多様化やライフスタイルの変化など，男女を取り巻く環境も大きく変わってきている。

(特別委員会報告書)

- ▶ 宮城県においては，男女平等の実現に向けて，男女共同参画推進プランの策定をはじめ，様々な取組みがなされてきた。しかしながら，性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から，あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには，県，県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。(条例前文)

これまでの国の取り組み

1985年（S60）男女雇用機会均等法

1999年（H11）男女共同参画社会基本法

2001年（H13）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

2015年（H27）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

2018年（H30）

政治分野における男女共同参画推進法

2020年（R2） 第5次男女共同参画基本計画

事業主
行動計画

これまでの宮城県の取組

2001年（H13）宮城県男女共同参画推進条例

2006年（H18）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

2015年（H27）みやぎの女性活躍促進連携会議設立

2016年（H28）女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

2021年（R3）**宮城県男女共同参画基本計画(第4次)《R3～R7》**
女性活躍推進計画として位置づけ

7つの分野

「社会全体」 「家庭」 「学校教育」 「**職場**」

「農林水産業・商工自営業」 「地域」

「防災・復興」

社会情勢の現状予想される環境変化 及び課題

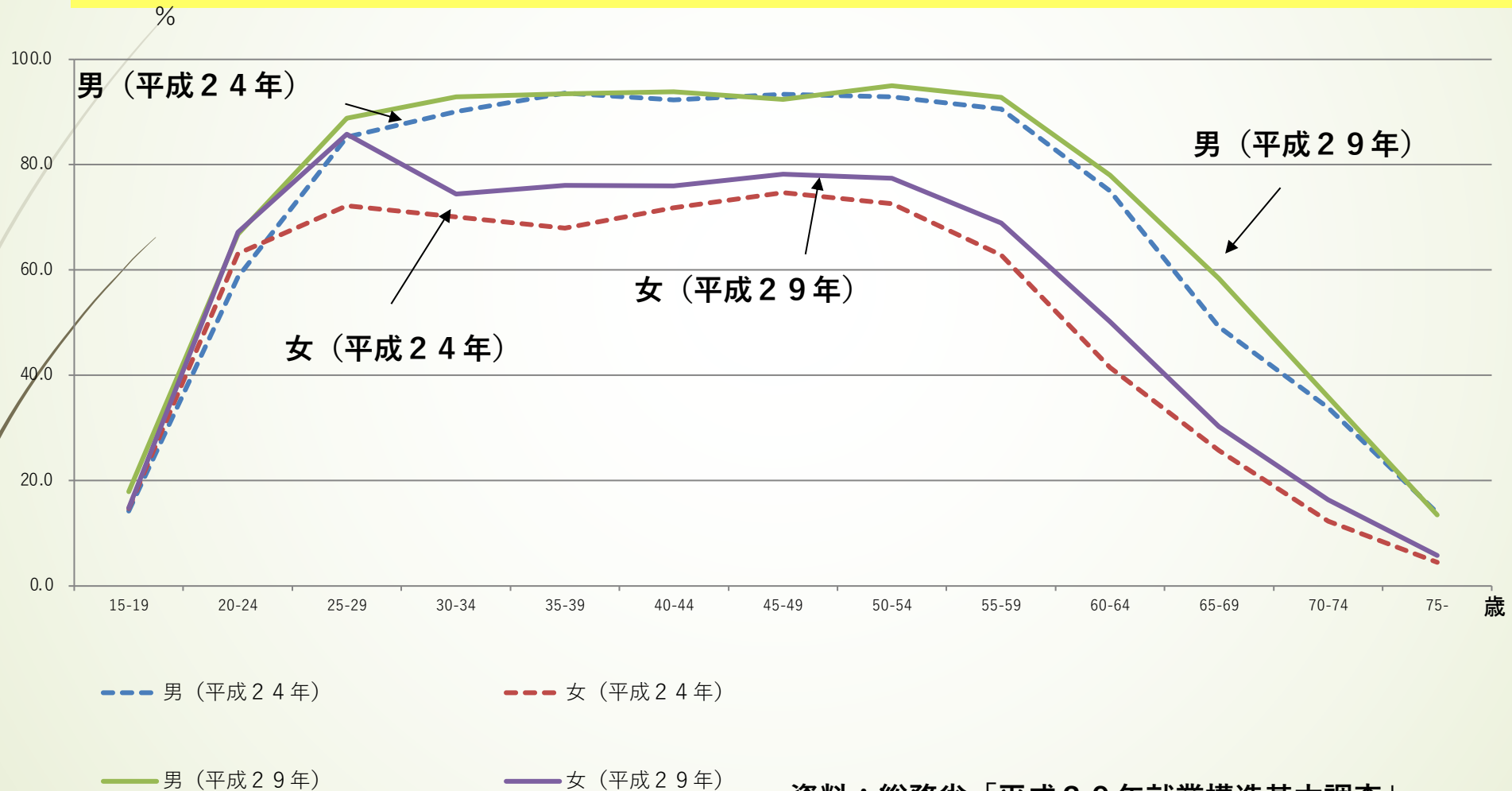
- (1) **新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響**
- (2) **人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加**
- (3) **人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）**
- (4) **法律・制度の整備（働き方改革等）**
- (5) **デジタル化社会への対応（Society 5.0）**
- (6) **国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動**
- (7) **頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）**
- (8) **ジェンダー平等に向けた世界的な潮流**

第5次男女共同参画基本計画

～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

	分野	施策
I あらゆる分野における女性の参画拡大	1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	2	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
	3	地域における男女共同参画の推進
	4	科学技術・学術における男女共同参画の推進
II 安全・安心な暮らしの実現	5	女性に対するあらゆる暴力の根絶
	6	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
	7	生涯を通じた健康支援
	8	防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
	10	教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
	11	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

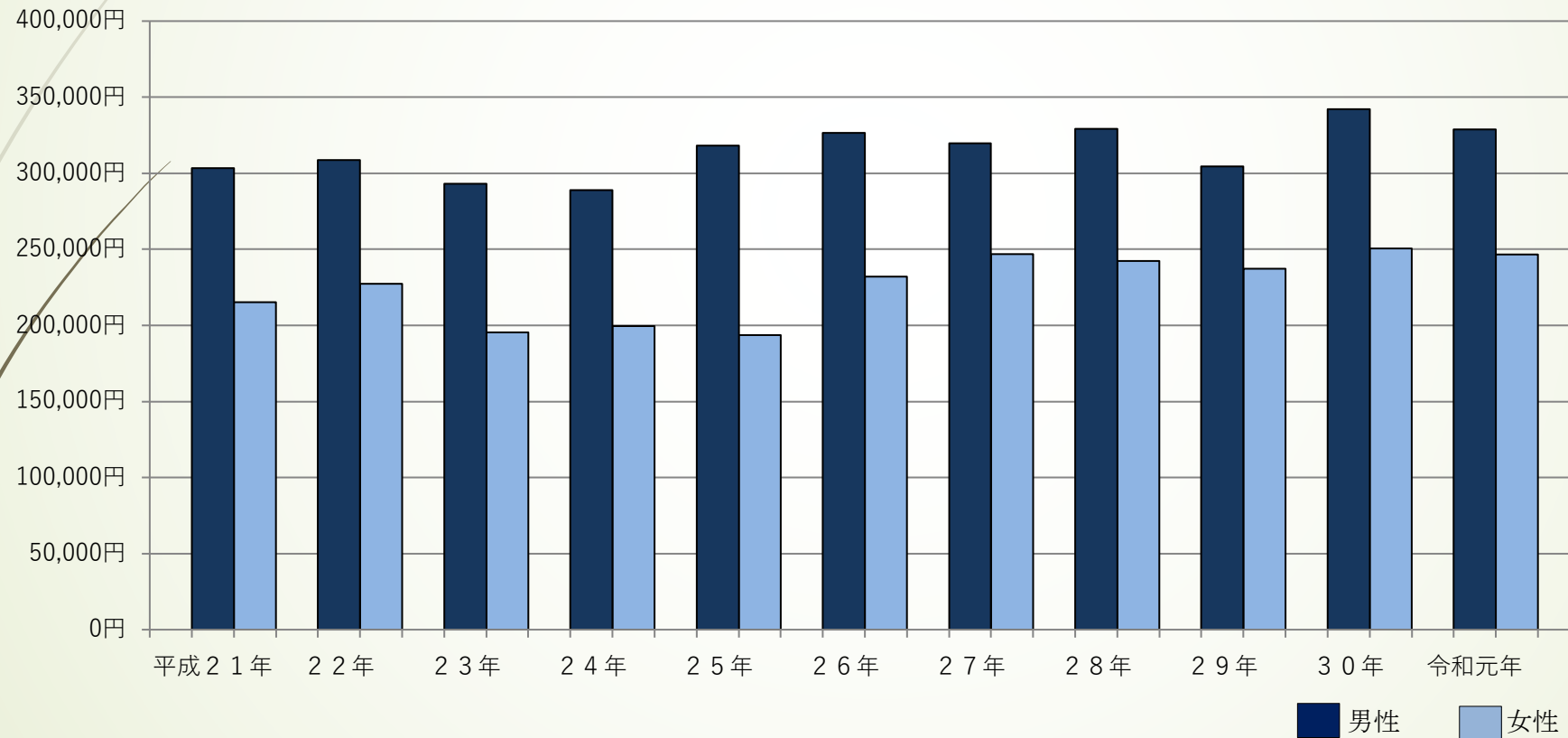
データから見る宮城県の現状①有業率



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」

データから見る宮城県の現状②賃金

【県の常用労働者における男女別平均賃金（所定内賃金）の推移】



資料：宮城県雇用対策課「労働実態調査資料」

データから見る宮城県の現状③管理職

【企業における役職者に占める女性の割合】

	係長級以上	管理職	役員
全国	23.1%	16.2%	11.6%
宮城県	19.6%	15.6%	7.4%

内閣府「女性の活躍推進企業データベース」令和2年9月現在

(一般事業主行動計画策定企業のうち公表している企業による数値)

データから見る宮城県の現状④育休

【育児休業制度規定のある事業所の割合と取得率】

区分		育児休業制度規定の有無 (%)		育児休業取得率 (%)		
		ある	なし	男女計	男性	女性
全体		95.0	5.0	54.1	6.0	97.1
規模分類	10～29人	83.1	16.9	65.7	14.3	100.0
	30～99人	96.0	4.0	60.8	11.4	100.0
	100～299人	99.2	0.8	51.2	7.5	90.9
	300人以上	99.5	0.5	51.5	3.1	97.7

2 条例の目的は？

▶ **男女共同参画の推進**に関し、その**基本理念**を定め、**県、県民及び事業者の責務**等を明らかにするとともに、**県の施策の基本的事項**を定めることにより、**男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進**し、もって新しい生活文化を創造し、真に豊かで活力のある地域社会の実現に寄与しようとするもの

(条例提案理由・第1条)

3 議員提案 その意義は？

日本国憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法

- ▶ **第14条** 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて
第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。
※第2条第2項の事務…地域における事務及びその他の事務で法律
又はこれに基づく政令により処理することとされるもの
- ▶ **第109条 6** 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りではない。
- ▶ **第112条** 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りではない。
 - 2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

「条例案の提案」

県議会議員などの普通地方公共団体の議員は「議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる」と、委員会等は「議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる」と、知事は「議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること」を担任することと地方自治法で定められていることから、条例案などの議案は議員、委員会等又は知事が提出することができます。

宮城県議会会議規則

第15条

議員が条例案（中略）を提出しようとするときは、その案をそなえ法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、（中略）議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

3 議員提案 その意義は？

- ・ 議員提案 ⇒ 平成13年
「宮城県男女共同参画推進条例」
議員提案条例 32本
- ・ 現状認識 ⇒ 男女共同参画における
宮城県の課題
- ・ 課題解決の必要性 ⇒ 公共の福祉の増進
住民のより良い暮らしを実現する
- ・ 議会の果たすべき役割⇒一人ひとりの人権を尊重

県民参加により真の民主主義の実現をめざす

4 議員提案条例がなぜ大事なのか？

- ➡ 自治体の首長は様々な条例を出すが、それをチェックすることは議会の役割である。
- ➡ 条例を作るプロセスがわかっていないと適切にチェックすることはできない。
- ➡ 議員一人ひとりが監視の目を強めるためにも議員提案条例を作る意義がある。
- ➡ もう一つは、首長が出せないような条例案を提案することができる

(大正大学社会共生学部 江藤俊昭教授)

5 議員の責務は？

- この執行機関の予算の議決，決算の認定，監査の請求等の「監視権」（執行機関の監視機能）と，法律の範囲内で条例を制定などの「立法権」（政策立案機能）
- 政策立案機能を具体的にいうと，地方自治法第112条で規定されている「条例を制定する権利」
- 地方分権の時代において，政策立案能力求められる。
政策立案能力とは，「ある問題を解決するために政策を構想し，政策を実現するために必要な枠組みや仕組みを創り上げる能力」

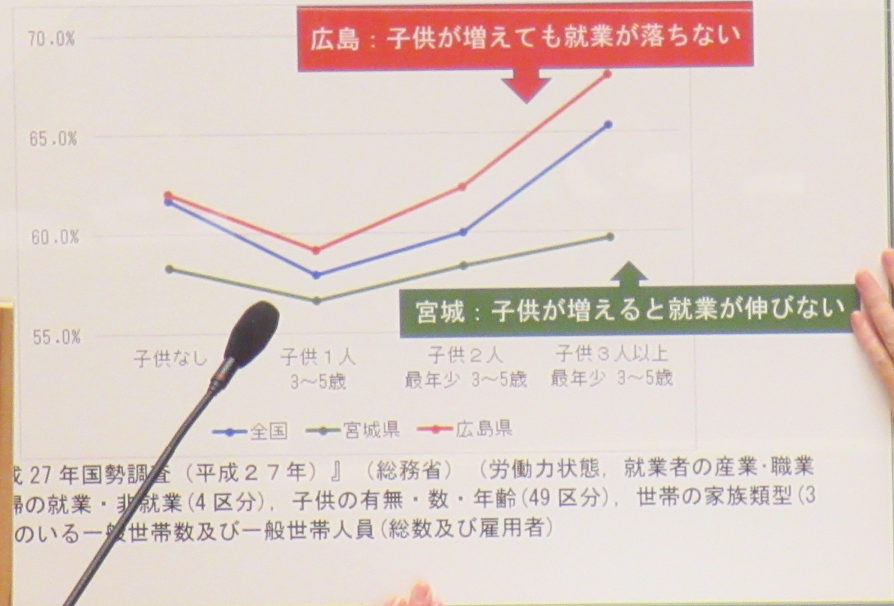


「条例の提案・実現」

出典：「牧瀬稔「議員が提案する政策条例のポイント」

3-3-2 子どもの有無と就業状況

図7 子どもの人数と母親の就業率



資料：『平成27年国勢調査（平成27年）』（総務省）（労働力状態、就業者の産業・職業など）、世帯の就業・非就業（4区分）、子供の有無・数・年齢（49区分）、世帯の家族類型（3区分）別のいる一般世帯数及び一般世帯人員（総数及び雇用者）

6 条例の内容として何を大事にしたか？

【政策提案のプロセス】

新みやぎ創造対策調査特別委員会の設置
委員長 副委員長 互選

- ・ 議員提案条例の意義
- ・ 宮城県内圏域による意見聴衆、意見交換の実施
- ・ 県民の理解、意見の反映
- ・ NPO,市民団体との協働

6 条例の内容として何を大事にしたか？

- ▶ 骨子案（2000.5.26）, 条例に盛り込むべき内容として前文や目的など14項目を掲げており, 表現や構成を変えながらも条文に反映されている。
- ▶ 出来るだけわかりやすい表現にする

するのもとする ⇒ する

務める ⇒ 講じる

7 条例制定に向けた事前調査の内容は？

- ・ 執行部事業概要説明
県内の取組状況の聴取・取組団体との意見交換
(柴田町・石巻市)
- ・ 他都県の条例制定や取組状況の聴取
(沖縄県・埼玉県・三重県・ 山口県・東京都)

8 市民への説明、 市民意見・ニーズの汲み取り・市民協力は？

- ・ 県内6箇所に関係者等による地方ヒアリング
行政機関，女性団体，一般県民等から，
取組状況や条例制定に向けた意見・要望等の聴取と意見交換を実施



9 条例制定における行政職員の 主な役割は？

- ▶ 執行部…事業概要の説明，条例の内容に係る検討・意見交換
- ▶ 議会事務局…委員会運営の支援，条文の法令審査，パブリックコメントの事務手続き



議会事務局 政務調査課

知事部局 共同参画社会推進課

- ・ 先例として全国の条例調査
- ・ 資料作成
- ・ 県外調査の実施
- ・ 有識者の招致
- ・ 条例案の作成
(議員から提案)

- ➡ 宮城県の各圏域で男女共同参画の現状と課題について報告

10 有識者の意見 条例の運用状況は？

- **新みやぎ創造対策運動対策特別委員会**

仙台市担当課長

市民団体

関係団体及び東北学院大学教授から

意見聴取

11 条例を取り巻くその後の動き

- ▶ 平成15年に制定
- ▶ 「宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例」
- ▶ 附則で本条例第7条が改正され、**基本計画**の策定が議会の議決を経ることとなった。

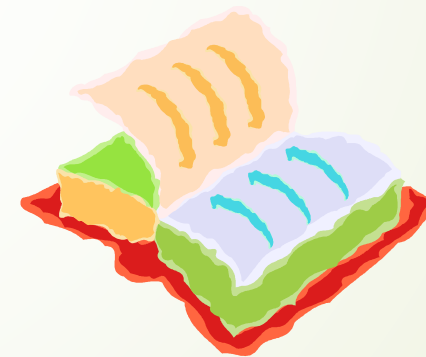


12 それがどう反映されているのか？

令和3年度 宮城県における男女共同参画の現状及び 施策に関する年次報告の概要について

年次報告書の趣旨

- 宮城県男女共同参画推進条例第16条に基づき、また、男女共同参画基本計画の進行管理を行うため、本県の男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を年次ごとにとりまとめ公表するもので、今回が19回目となります。



条例・計画

- 宮城県男女共同参画推進条例（平成13年8月）

16条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

- 宮城県男女共同参画基本計画（第3次）

（平成29年度～令和2年度） ※第1次（平成15年度～22年度），
第2次（平成23年度～28年度）

男女共同参画を実現するために、「社会全体」，「家庭」，「学校教育」，「職場」，「農林水産業・商工自営業」，「地域」及び「東日本大震災からの復興・防災」の7分野ごとにそれぞれ基本目標を掲げ、施策の方向と施策の項目を示しています。

年次報告書の構成

- ・ **第1部 令和2年度の宮城県の男女共同参画の現状と施策、今後の展望**

令和2年度の現状と施策について総括し、今後の課題に言及しています。

- ・ **第2部 宮城県における男女共同参画の現状**

推進状況を明らかにするために、基本計画の7つの分野に沿って、各種データにより、本県の現状と地域社会の変化を明らかにしています。

- ・ **第3部 宮城県における男女共同参画の施策**

基本計画の7つの分野の施策の項目に沿って、施策の実施状況を明らかにしています。

- ・ **第4部 市町村における男女共同参画の取組状況**

市町村の取組状況をまとめています。

令和2年度の主な取組

● 社会全体における男女共同参画の実現

「ファザーリング・ジャパン東北フォーラムinみやぎ2020」に併せ、「みやぎイクボスシンポジウム・子育てシンポジウム」を開催

男女の働き方に関する講演等により、広く企業や県民への理解の浸透を図る。

● 職場における男女共同参画の実現

「女性のチカラを活かす企業認証」 4 2 9 社
(うちゴールド認証 3 2 社) を認証

特に取組が優れている企業を知事表彰するなど、
女性の積極的登用や仕事と生活の調和を推進する企業を支援

● 地域における男女共同参画の実現

コロナ禍ではありましたが、県との共催事業により市町村における積極的な取組を促進
9市4町と共催事業を開催することで、県民へ男女共同参画に関する理解促進を図る

1. 概要

みやぎの女性活躍促進拠点モデル事業(H29~R1)の受託団体を始めとした、各地域に根差した、男女共同参画や女性活躍推進に関する活動を行っている団体・組織(以下、拠点)について、それらの拠点を支援し、拠点間の連携を図るとともに、県事業との連携・支援を図ることで、県内における男女共同参画社会の理解と理念の浸透を図り、その実現を目指すもの。

2. 事業内容

○連絡会議の定期開催

モデル事業で掘り起こした、NPO等の女性支援等6団体のネットワーク化と連携を本格的に支援。

○団体の育成支援

- ・団体の企画によるセミナー・研修会等の開催を支援。
- ・拠点の育成・支援を図るための、事業の連携。
⇒地域における男女共同参画や女性活躍推進イベント(セミナー)等への助言・協力・企画運営等。

○地域の拠点機能としての活動をサポート

団体の活動をPR、「サポーター」養成講座受講者との交流促進。

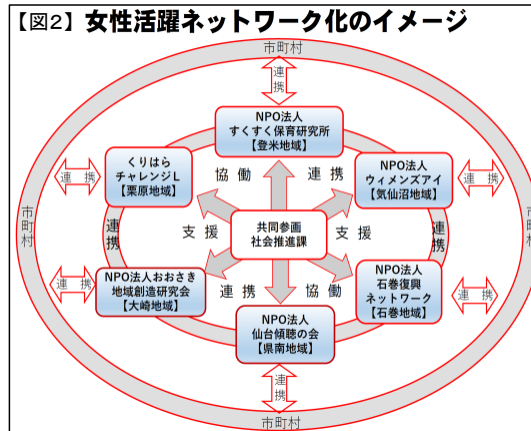
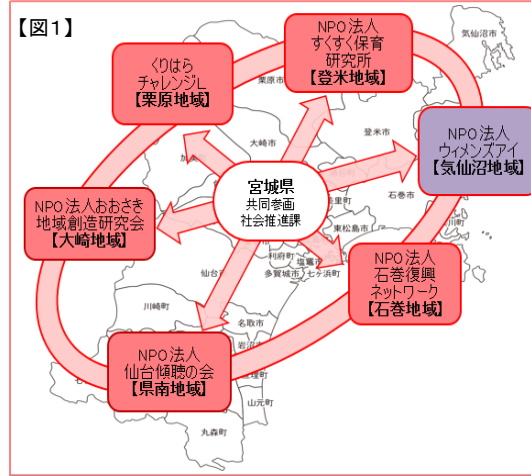
3. 事業の効果

○男女共同参画や女性活躍に関する情報収集と発信機能

各拠点間における連携・親睦の支援することで、各拠点間のネットワークの形成づくりを目指し、県内全域における男女共同参画の実現や女性活躍推進を図る。
県による、情報発信の支援。

○各団体間の知識や経験、情報の共有

各団体間の交流及び連携の支援を図ることで、各団体の長所や強みの共有を図る。



○県内全体における、意識の底上げ、ネットワークの強化

県と各拠点同士の連携に加えて、市町村との連携を図ることで、県内全域における気運醸成を図る。

県内各地域における男女共同参画の普及啓発、
女性が活躍しやすい環境の整備の推進

多様性を認め合う LGBT

- ➡ L レズビアン (同性愛者)
- G ゲイ (同性愛男性)
- B バイセクシャル (両性愛者)
- ➡ T トランスジェンダー
(割り当てられた性別とは異なる性別に属するもの)
- ➡ Q クエスチョニング (それ以外の多様な性)

多様性を認め合う

- ▶ 制度の変遷について1990年WHO(世界保健機関)が「同性愛」を「疾病および関連保健問題分類 (ICD-10) から削除」
- ▶ 2013年「性同一性障害 (gender identity disorder) は「性別違和」 (gender dysphoria) に変更 (DSM-5, 2013)
- ▶ LGBTは、世界では**3~10%**ぐらい存在、日本では**LGBTQは8.9%**
(電通ダイバシティ・ラボ2020)
(国連総会第3委員会政府代表顧問 布柴靖枝氏講演資料から)

県の防災基本計画にジェンダー平等の視点

- 「第3次男女共同参画基本計画
性的マイノリティの配慮を明記」
- 県の防災計画では、避難所に「LGBTへの配慮を明記」
- 避難所のトイレ、避難スペースの確保、

13 条例によって地域はどう変わったか？



「防災・減災の意思決定の場に女性参画 北仙台女性防災ネット」

- ① 防災計画等の策定段階で女性や要援護者など支援が必要な声を反映することができる。
- ② 女性の視点を反映させた避難所運営ができる。
- ③ 多様な女性のニーズに応じた支援ができる。
- ④ 防災・減災に関する地域住民の意識啓発の促進に資することができる。
- ⑤ 125人誕生。